

2013 年 9 月 18 日
環境社会配慮助言委員会委員長 村山 武彦
担当ワーキンググループ主査 長谷川 弘

ラオス国 セカタム水力発電事業（協力準備調査（有償 PPP））
スコーピング案に対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2013 年 8 月 30 日（金）14:00～17:02
- ・場所：JICA 本部（会議室：1 階 111 会議室）
- ・ワーキンググループ委員：石田委員、二宮委員、長谷川委員、松下委員、満田委員（満田委員はメール審議にて参加）
- ・議題：ラオス国セカタム水力発電事業協力準備調査に係るスコーピング案についての助言案作成
- ・配付資料：ラオス国セカタム水力発電事業協力準備調査スコーピング案事前配布資料
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）

全体会合（第 39 回委員会）

- ・日時：2013 年 9 月 6 日（金）14:30～18:12
- ・場所：JICA 本部（会議室：229 会議室）

上記の会合に加え、メール審議により助言を確定した。

助言

全体事項

1. 輸入電気料金の単価が輸出電気料金よりも高く設定されているということについて、国内の法制度および輸出対象国との貿易協定の内容を調査したうえで、当該事業により国内向けの電源開発を新たに行うことの合理性を明記すること。
2. 政策文書を引用しながら事業の背景についてより丁寧に記述すること。
3. 当該事業は、ラオス国の社会経済の要求を満たすため少数民族の生活の舞台に発電施設を設置運用するものである。それらの経済インフラがもたらす負の影響や彼らの生活変容を正当化できる理由について具体的な根拠とともに丁寧に記述すること。
4. 一般住民への安定した電力供給を可能にするための方策を確認し、必要な提言を行うこと。

代替案の検討

5. 候補地からセカタムを選択するまでのプロセスを明瞭に読み取ることが困難である。よって、2004年に実施された事前調査において40を超える開発候補地点から3地点に絞り込むために用いられた基準、3地点を比較・分析し最終候補地を選択したプロセスを詳細かつ丁寧に記述すること。
6. 「事業を実施しない場合の影響」で以下のことを検討し記述すること。
 - 1) "他地域"の定義を与えること。
 - 2) 正の影響(社会環境)に地域に密着した住民の変らない暮らしを含めること。
 - 3) "期待される雇用の増加や社会インフラの整備がなく地域の発展につながらない"という記述は、真に負の影響なのか。社会調査の実施後に再度検討すること。
7. ボロベン高原での小水力の推進や、分散型の自律的な電力利用の推進という選択肢についても検討を行うこと。
8. 送電線、アクセス道路及び導水路については、EIAあるいはIEEで検討対象とする代替ルートを、スコーピング段階で明確にしておくこと。

スコーピング・マトリックス

9. スコーピング・マトリックスにて、森林への影響を評価すること。
10. 送電線のスコーピング・マトリックスにおいて、対象とした送電線ルートの代替案を明記すること。
11. 影響を受ける事業地では、住民は自力で小水力の発電を行い、生活向上の自助努力を既に行っている。事業はそれを阻害する可能性があるため、その影響について評価を行うこと。
12. ダム建設による雇用創出効果についての過大評価は避けること。

環境配慮

13. ダム+流れ込み式の場合、減水区間がより長くなるため、減水による生態系への影響については、想定しうる生物種について可能な限り網羅的に、雨季・乾季を通して、負の影響を評価すること。

14. 原石山・土取場での土石の採取に伴う環境影響を調査・評価し、影響軽減策を検討すること。
15. ラオス国の野生生物の保護利用に関する法制度の実態を調査すること。さらに、IUCN(International Union for Conservation of Nature) や CITES(Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora)の評価との整合性が説明できるよう、先方政府に確認し、整理すること。
16. 河川の改変により生じる生態系への影響がもたらす不利益を回復または緩和する手段について、これまで世界各地で行われてきた類似の水力開発事例の中から有効な手立てを見いだして示すこと。

社会配慮

17. 事業に伴い、失われる水田および耕作地の代替地の確保につき、十分検討すること。とりわけ町から離れた場所では、住民は農業と採取で自給自足の生活を送っているため、代替農地についてその生産性や適性について慎重に評価を行うこと。
18. 事業により影響を受ける耕作者に代替農業などのトレーニングプログラムの提供を検討すること。
19. 農業森林省がすすめる森林保全政策、ならびに事業対象地域を含む地方行政(県、郡)における自然資源利用政策との整合性を確認すること。
20. 森林地域、水資源、少数民族と重要な課題が絡む地域であることに鑑みて当該事業に利害関係を有する省庁および組織による共同モニタリング組織の形成を含め緩和措置やその他の適正な措置を提案すること。
21. 被影響住民である少数民族につき、世界銀行 Operational Policy 4.10 における先住民の定義を満たさない場合においても、ラオス国法上「Ethnic Minority Group」と判断されている場合には、その背景や根拠を明記すること。
22. 事業対象地域は森林地域または山間部に少数民族がその生態系に適応し生活している場である。そこに土木工事を主体とした水資源開発が導入されると多方面からなる影響を受けてしまうことが予想される。そのため、彼らの社会(人口、教育、意思決定、歴史、伝統、宗教、ジェンダーなど)、生計(農業、漁業、狩猟など)、経済(収入、支出など)を仔細に調査し、必要かつ適切な緩和策や補償の策定をおこなうこと。その際、少数民族および貧困層の生計基盤の確保、土地補償、権利保護に十分な注意を払うこと。
23. 少数民族へのインタビューによる実態調査を実施する際、社会インフラが整い、物質的に便利になる生活への変化と従来通りの生活様式を維持することのどちらが好ましいと考えているかを確認し、対象者の意見を事業計画に反映すること。
24. 社会環境において、水生生物の減少による住民のタンパク源の喪失の問題が調査項目となっていない。食事調査等、詳細な調査および評価を実施すること。
25. 水力発電開発による副次的な便益(当該地域住民の学校、病院へのアクセス改善)が見込まれる計画とする場合には、少数民族や貧困層にもアクセス改善となるような仕組み、サブプロジェクトについて検討すること。

ステークホルダー協議・情報公開

26. ステークホルダー協議開催毎に対象者、開催場所、協議の方法等を含む実施計画を策定すること。
27. 影響を受ける住民が十分にその内容を理解でき、かつ自由に発言できるような協議でなくてはならない。そのため、ステークホルダー協議の際には、標準ラオス語を話したがない女性などにも配慮すること。また彼らの識字能力や理解力に配慮した資料、説明、意見交換、情報公開の形をとること。
28. 情報収集・ヒアリング先に、NGO/NPO や研究機関も含めること。

その他

29. 環境影響評価(Environmental Impact Assessment: EIA)に加え、初期環境調査(Initial Environmental Examination: IEE)の報告書作成や活用についても言及すること。

以 上